

八戸市立町畑小学校 地域学校連携協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「八戸市『地域密着型教育推進事業』推進校における地域学校連携協議会の設置等に関する要綱」に基づき、八戸市立町畑小学校地域学校連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関する八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、学校の運営に関して地域住民及び保護者等(以下「地域住民等」という。)の参画等を進めることにより、学校と双方向の信頼関係を深め、その教育力を相互に高め合うことを通して、児童の確かな学びと豊かな育ちに資することをめざすものとする。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 在籍する児童の保護者
- (2) 地域住民
- (3) 教職員
- (4) 地域の保育関係者、幼児教育関係者、学校教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 校長は、委員を推薦することができる。

3 委員の定数は、15名程度とする。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

5 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定に関わらず、指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(役割)

第5条 協議会は、学校運営に関する事項（予算並びに職員の採用、任用、分限、及び懲戒に関する事項を除く。）及び児童の育成や地域の人づくりについて、校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の事項について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

3 協議会は、地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見・要望等を把握し、その運営に反映するように努めるものとする。

- 4 協議会は、学校の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。ただし、学校関係者評価を行う場合においては、本校の校長その他の教職員は、委員として意見を述べることはできない。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような非行を行うこと。

(報酬等)

第7条 委員の報酬は、無償とする。

(基本方針等の説明)

第8条 校長は次の各項に掲げる事項について、協議会の意見を基に、毎年度基本的な方針等を作成し、その内容を同協議会に説明するものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する方針
- (3) 施設、設備の管理及び整備に関する方針
- (4) 前各号に掲げる事項の前年度運営実績
- (5) その他校長が必要と認める事項

(情報の提供及び説明)

第9条 校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動が行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童の意見の聴取)

第10条 協議会は、校長の同意を得て、児童の意見を聴取することができる。この場合、児童の発達の段階等に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長1名及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は校長が指名する。副会長は、校長と協議の上、会長が指名する。ただし、町畑小学校の教職員を会長又は副会長に選出することはできない。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第12条 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議事を掌る。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。

5 校長は、会議に出席し意見を述べるとともに、職員を出席させることができる。

(指導及び助言)

第13条 協議会は、運営状況等について、教育委員会からの指導及び助言を受けることができる。

(指定の取消し)

第14条 校長は、協議会運営が著しく適正を欠くことにより、学校の運営に著しい支障が生じまたは生じるおそれがあるときは、指定の取り消しを申し出ることができる。

(解任)

第15条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号の一に該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1)第6条の義務に違反したとき。

(2)委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3)その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号の一に該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この会則の実施に関し必要な事項は、学校の実態に即して協議会が定める。

附則

この会則は、平成24年8月29日から実施する。